

# 議会のなぜ・何に お答えします



政務活動費って  
どんなものなの？

報道で話題になっている政務活動費について、本市議会の制度と執行状況を紹介します。



政務活動費とは、議員が調査研究その他の活動を行うために経費の一部として交付されるものです。本市では、会派又は議員に対して、議員一人当たり月額3万円（年36万円）が交付されています。

地方自治法の規定に基づき制定されている「霧島市議会政務活動費の交付に関する条例」のほか、規則や申し合わせ事項により、適正に取り扱っています。

※平成24年9月の地方自治法の一部改正により、これまでの「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変わりました。

いつ交付  
されるの？

4月初めに議員一人当たり年36万円を会派所属議員数に応じて（会派に属していない議員は議員個人へ）一括交付されます。

どういうもの  
に使えるの？

会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情のほか各種会議への参加など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映するための活動等が対象になります。

政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動のための経費等は対象となりません。

本市の平成25年度実績では、先進地視察や研修などの経費（約41%）、図書、資料等の購入などの経費（約22%）、事務所の消耗品や備品器具等の経費（約15%）、広報紙作成等の経費（約15%）、人件費（約7%）などに使われています。

なお、事務所費に分類される経費は、購入費用の1/2以内の額を対象としているほか、電話料金やインターネット代等は対象としていません。また、研修視察等を計画したときは計画書及び行程表を、終了したときは報告書及びレポートを提出しています。

精算は  
どうしているの？

毎年度終了後に、全支出の領収書を添えた収支報告書を議長に提出することになっています。収支報告書は、議長へ提出され、議会事務局でも確認し議長から市長へ写しを送付しています。さらに収支報告については、ホームページで公開しています。残額があった場合は、すべて市長に返還しています。

返還した額は、平成24年度では、418万3千円（執行率64.8%）、前任の議員を含む平成25年では、496万3千円（執行率55%）でした。

なお、支出の領収書などの明細や収支報告書は、議会事務局で保管しています。総務課又は議会事務局で開示請求していただくことで、これらの関係書類を閲覧又は写しの交付を受けることができます。